



中泊町告示第 92 号

中泊町モビリティ人材育成事業支援業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 14 日

中泊町長 濱 舘 豊 光



記

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 中泊町モビリティ人材育成事業支援業務
- (2) 業務内容 中泊町モビリティ人材育成事業支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、中泊町又はその他地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 国税、地方税（本店所在地の都道府県税・市区町村税）を滞納していない者であること。
- (5) 中泊町暴力団排除措置要綱（平成24年中泊町告示第49号）第2条第1項第8号に規定する排除措置対象者ではないこと。

3 応募手続等

(1) 担当

〒037-0392

青森県中泊町大字中里字紅葉坂 209

中泊町 総合戦略課・企画係

電話 0173-57-2111 (内線 2023、2024)

(2) 実施要領等の交付期間及び方法

ア 交付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 午後 5 時まで

イ 交付方法

(1) の場所で交付または、中泊町ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加手続等

ア 参加申込書等の提出

参加希望者は、実施要領等で示された参加申込書等の書類を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
- ② 提出場所 (1) と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

イ 参加資格の審査

提出された参加申込書及び必要書類を審査後、参加資格の有無について随時、電子メールで参加資格要件確認結果通知書により通知するものとする。

4 参加の辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
- ② 提出場所 3 (1) と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

6 候補者の選定

実施要領に規定されている審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法により提出された企画提案書の審査を行い、その結果に基づいて候補者の選定をする。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 中泊町は提出された企画提案書等について、中泊町情報公開条例（平成 17 年中泊町条例第 11 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。